平成２７年（フ）第６６６０号
東京都墨田区八広２丁目47－１－201
債務者　石田　栄治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６６５号
東京都板橋区高島平８丁目31－５－301
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６６７号
東京都目黒区駒場１丁目２－13　塩入マンション２Ｆ
債務者　古谷　茂樹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６６８号
東京都葛飾区新小岩３丁目24－１－105
債務者　武山　雅史
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７５号
東京都江戸川区中葛西１丁目31－１－912
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７６号
東京都豊島区要町１丁目22－20－206
債務者　安藤　正美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６７７号
千葉県鴨川市横渚1471－40　シティハイム上原５号室
債務者　青山　倫毅
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６８７号
東京都葛飾区白鳥３丁目７－13－102
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９２号
東京都江戸川区東葛西３丁目10－13－206
債務者　原田　晴文
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９３号
東京都荒川区西日暮里２丁目２－21－202
債務者　前田　和弘
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９５号
東京都世田谷区大蔵３丁目３－22－205
債務者　竹内　佳文
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９６号
東京都大田区矢口２丁目９－１－Ⅱ－202
債務者　崎山久美子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９７号
東京都世田谷区喜多見５丁目22－16－202
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９８号
東京都世田谷区喜多見３丁目21－19－104
債務者　山本一こと　朴　　根徳
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９９号
東京都板橋区板橋１丁目８－２－202
債務者　田崎かおり（旧姓三戸・藤平）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部